



2017年11月24日

各位

会社名 曾田香料株式会社
代表者名 代表取締役社長 石村 昭彦
(コード: 4965)
問合せ先 取締役管理部門長 亀井 暢之
(TEL. 03-5645-7340)

株式併合及び定款の一部変更に関する承認決議に関するお知らせ

当社は、2017年10月25日付当社プレスリリース「株式併合並びに単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に関するお知らせ」(以下「2017年10月25日付当社プレスリリース」といいます。)においてお知らせいたしましたとおり、株式併合並びに単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に係る議案について、本日開催の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)に付議いたしましたところ、いずれも原案どおり承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

この結果、当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程に定めるJASDAQスタンダード市場(以下「東京証券取引所JASDAQ市場」といいます。)における上場廃止基準に該当することとなりますので、本日から2017年12月24日まで整理銘柄に指定された後、2017年12月25日に上場廃止となる見込みです。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所JASDAQ市場において取引することはできませんので、ご留意くださいますようお願いいたします。

1. 第1号議案(株式併合の件)

当社は2017年10月25日付当社プレスリリースにおいてお知らせいたしましたとおり、以下の内容の株式併合(以下「本株式併合」といいます。)について必要な承認をいただくため、本臨時株主総会を開催いたしました。

① 併合する株式の種類

普通株式

② 併合比率

2017年12月28日をもって、2017年12月27日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の有する当社株式3,265,287株につき1株の割合で併合いたします。

③ 減少する発行済株式総数

9,996,228株

④ 効力発生前における発行済株式総数

9,996,231株

(注) 効力発生前における発行済株式総数は、当社が2017年11月9日に提出した第46期第2四半期報告書に記載された2017年9月30日現在の当社の発行済株式総数(10,000,000株)から、本株式併合の効力発生日の前日までに開催する取締役会において消却する旨決議することを予定している自己株式3,769株(2017年6月30日時点で所有する自己株式の全部に相当)を控除した株式数です。

⑤ 効力発生後における発行済株式総数

3株

⑥ 効力発生日における発行可能株式総数

12株

⑦ 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

本株式併合により、東レ株式会社及び三井物産株式会社（以下、東レ株式会社及び三井物産株式会社を総称して「公開買付者ら」といいます。）以外の株主の皆様が保有する当社株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。

本株式併合の結果生じる1株未満の端数については、その合計数（会社法（2005年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第235条第1項の規定により、その合計数に1株に満たない端数がある場合にあつては、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の当社株式を売却し、その売却により得られた代金を、端数が生じた株主の皆様に対して、その端数に応じて交付します。

当該売却について、当社は、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て、公開買付者らに売却し、又は会社法第235条第2項の準用する同法第234条第4項の規定に基づき、裁判所の許可を得て、当社が買い取ることを予定しております。この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、本株式併合の効力発生日の前日である2017年12月27日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様が保有する当社株式の数に、公開買付者らが2017年8月8日から2017年9月20日まで共同して実施した当社株式に対する公開買付けにおける当社株式1株当たりの買付価格と同額である1,140円を乗じた金額に相当する金銭を各株主の皆様へ交付されることとなるような価格に設定する予定です。ただし、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあり得ます。

2. 第2号議案（定款一部変更の件）

会社法第182条第2項の規定により、本株式併合に伴い、本株式併合の効力発生日である2017年12月28日に当社株式の発行可能株式総数につき、12株に減少する旨の定款の変更がなされたものとみなされます。かかる点を定款の記載に反映してより明確化するために、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第6条（発行可能株式総数）の記載を修正するものであります。

また、本株式併合の効力が生じた場合には、当社の発行済株式総数は3株となり、単元株式数を定める必要性がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数に関する規定を廃止するため、定款第7条（単元株式数）及び第8条（単元未満株式についての権利）を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。

当該変更の内容は2017年10月25日付当社プレスリリースに記載のとおりです。なお、当該変更は、本株式併合の効力が発生することを条件として、本株式併合の効力発生日である12月28日に効力が発生するものといたします。

3. 株式併合の日程

①	取締役会決議日	2017年10月25日
②	臨時株主総会開催日	2017年11月24日
③	整理銘柄指定日	2017年11月24日（予定）
④	売買最終日	2017年12月22日（予定）
⑤	上場廃止日	2017年12月25日（予定）
⑥	株式併合の効力発生日	2017年12月28日（予定）

以上